

平成 26 年 12 月

第 9 回尼崎市議会定例会議案



## 目 次

### < 条例 >

- 議案第 1 4 5 号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 6 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 7 号 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 8 号 尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例を廃止する条例について
- 議案第 1 4 9 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 0 号 尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 1 号 尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

### < その他 >

- 議案第 1 5 2 号 工事請負契約について(立花西小学校給食室棟改築等工事)
- 議案第 1 5 3 号 指定管理者の指定について(尼崎市立青少年いこいの家)
- 議案第 1 5 4 号 指定管理者の指定について(尼崎市立女性・勤労婦人センター)
- 議案第 1 5 5 号 指定管理者の指定について(尼崎市立園田東会館)
- 議案第 1 5 6 号 指定管理者の指定について(尼崎市立総合センター)
- 議案第 1 5 7 号 訴えの提起について(建物明渡し等請求事件)
- 議案第 1 5 8 号 市道路線の認定について
- 議案第 1 5 9 号 指定管理者の指定について(阪神尼崎駅前駐車場)
- 議案第 1 6 0 号 和解及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の

決定について

議案第 1 6 1 号

指定管理者の指定について（尼崎市立自転車等駐車場）

議案第 1 6 2 号

阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団規約の一部変更に関する協議について

# 条 例



議案第 145 号

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

尼崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年尼崎市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

付則第 36 項中「児童扶養手当又は」を「児童扶養手当、」に、「障害児福祉手当若しくは」を「若しくは障害児福祉手当又は」に、「次」を「次」に、「当該号に掲げる」を「当該号に定める」に、「残額を」を「額を、」に改め、同項第 1 号中「第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 10 号若しくは第 3 項第 2 号に定める給付」を「第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号に規定する公的年金給付」に、「）に定める」を「）に規定する」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 13 号に定める給付」を「第 13 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号に規定する遺族補償等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 146 号

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例

尼崎市火災予防条例（昭和 37 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 6 章 避難管理等（第 45 条－第 52 条） を

第 7 章 雑則（第 52 条の 2－第 59 条） 」

「第 6 章 避難管理等（第 45 条－第 52 条）

第 6 章の 2 屋外祭礼等に係る防火管理（第 52 条の 2・第 52 条の 3）

第 7 章 雑則（第 52 条の 4－第 59 条） 」

改める。

第 11 条の 2 第 1 項中「として」の次に「危険物（」を、「危険物」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同項第 1 号から第 3 号までの規定中「停止できる」を「停止させることができる」に改め、同項第 4 号中「消火できる」を「消火することができる」に改める。

第 28 条中「（法第 2 条第 7 項に規定する危険物をいう。以下同じ。）」を削る。

第 52 条の 2 を第 52 条の 4 とする。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章の 2 屋外祭礼等に係る防火管理

（屋外祭礼等の指定）

第 52 条の 2 消防署長は、屋外において行われる祭礼等（以下「屋外祭礼等」という。）のうち大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、使用される対象火気器具等（令第 5 条の 2 第 1 項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火

災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定屋外祭礼等として指定するものとする。

2 消防署長は、前項の規定により指定屋外祭礼等を指定しようとするときは、あらかじめ、その屋外祭礼等を主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該者から同項の規定による指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防署長は、第1項の規定により指定屋外祭礼等を指定したときは、遅滞なく、その旨を、その指定を受けた屋外祭礼等を主催する者に通知し、かつ、公示しなければならない。

(指定屋外祭礼等に係る防火管理)

第52条の3 指定屋外祭礼等を主催する者は、前条第1項の規定による指定があったときは、速やかに、防火担当者を定め、当該防火担当者に対し、当該指定屋外祭礼等に係る火災予防に関する計画で次の各号に掲げる事項が記載されたもの(以下「指定屋外祭礼等火災予防計画」という。)を作成させるとともに、当該指定屋外祭礼等火災予防計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 火災予防に関する業務の実施体制に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いに関すること。
- (3) 対象火気器具等が使用され、又は危険物が取り扱われる露店等(露店、屋台その他これらに類するものをいう。以下同じ。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等を使用する場合における消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な事項

2 指定屋外祭礼等を主催する者は、当該指定屋外祭礼等を開催する日(2日以上の期間にわたって開催される指定屋外祭礼等にあつては、当該期間の初日)の14日前の日(同日以後に前条第1項の規定による指定があつた場合は、消防署長が指定する日)までに、指定屋外祭礼等火災予防計画を消防署長に提出しなければならない。

第56条第4号中「（露店、屋台その他これらに類するものをいう。以下同じ。）」及び「令第5条の2第1項に規定する」を削る。

第60条に次の1号を加える。

(4) 第52条の3第2項の規定に違反して、指定屋外祭礼等火災予防計画を提出しなかった者

第61条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「も各本条に係る」を「同条の」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する屋外祭礼等（この条例による改正後の尼崎市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第52条の2第1項に規定する屋外祭礼等をいう。）については、改正後の条例第6章の2の規定は、適用しない。

（説 明）

屋外で行う祭礼等において防火管理制度を運用することに伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 147 号

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、  
設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例に  
ついて

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び  
運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、  
設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び  
運営の基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条例第 52 号）の一部を  
次のように改正する。

第 3 条第 6 項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に  
改める。

第 15 条を第 20 条とする。

第 14 条第 2 項中「第 8 条第 3 項」を「第 10 条第 3 項」に改め、同  
条を第 17 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の条例で定める者）

第 18 条 法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号（法第 115 条の 31 にお  
いて読み替えて準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合  
を含む。）の条例で定める者は、施行規則第 140 条の 34 の 2 に規  
定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

（地域包括支援センターの職員等の基準）

第 19 条 法第 115 条の 46 第 4 項の条例で定める基準は、次項から  
第 4 項までに規定するもののほか、施行規則第 140 条の 66 に規定  
する基準（同条第 1 号に規定する基準を除く。以下この条において  
「実施基準」という。）（実施基準の特例として定められている基準  
がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

2 地域包括支援センター（以下この条において「センター」とい

う。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師その他これに準ずる者

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者

(3) 主任介護支援専門員（施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者

3 センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録（市長が別に定めるものに限る。）を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第13条中「介護保険法施行規則」を「施行規則」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「介護保険法施行規則」を「施行規則」に改め、同条を第15条とし、第9条から第11条までを3条ずつ繰り下げる。

第8条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（法第79条第2項第1号の条例で定める者）

第11条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

第7条中「介護保険法施行規則」を「施行規則」に改め、同条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条中「平成11年厚生省令第36号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加え、同条を第7条とする。

第4条第2項中「前条第2項」を「第3条第2項」に改め、同条を第

5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

第 6 条 法第 59 条第 1 項第 1 号の条例で定める基準（以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。）並びに法第 115 条の 24 第 1 項の条例で定める基準及び員数並びに同条第 2 項の条例で定める基準（以下「指定介護予防支援事業基準」という。）は、次項及び第 3 項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第 28 条第 2 項（省令第 32 条において準用する場合を含む。）中「2 年間」とあるのは、「5 年間」とする。

2 第 3 条第 3 項から第 8 項まで及び第 4 条第 2 項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

第 4 条 法第 47 条第 1 項第 1 号の条例で定める基準並びに法第 81 条第 1 項の条例で定める員数及び同条第 2 項の条例で定める基準は、次項及び第 3 項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第 29 条第 2 項（省令第 30 条において

準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

3 前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付則の次に次の別表を加える。

別表

センターが担当する区域内に居住する第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第19条第2項第1号から第3号までに掲げる者(以下「保健師等」という。)のそれぞれ1人
おおむね6,000人以上8,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人
おおむね10,000人以上12,000人未満	保健師等のそれぞれ2人
おおむね12,000人以上14,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね14,000人以上16,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 148 号

尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例を廃止する条例について

尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例を廃止する条例

尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例（平成 25 年尼崎市条例第 6 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（説 明）

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）の制定に伴い、条例を廃止する必要があることから、本案を提出する。



議案第 149 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「390,000 円」を「404,000 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

（説 明）

出産育児一時金を見直すため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 150 号

尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例

尼崎市企業立地促進条例（平成 16 年尼崎市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市内」を「本市内」に、「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 2 項の規定による市税の不均一の課税を行う」を「奨励金を支給する」に改める。

第 2 条第 2 号中「別表」を「別表第 1」に、「市内」を「本市内」に改め、「地方税法」の次に「（昭和 25 年法律第 226 号）」を加え、「に掲げる行為」を「のいずれかに掲げる行為（貨物運送を行う事業、倉庫業又は卸売業（以下「貨物運送事業等」という。）を営む場合にあっては、アに掲げる行為に限る。）」に改め、同号イ中「更新（」の次に「中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）以外の会社等にあっては、」を加える。

第 3 条第 1 項中「次の各号」を「第 1 号及び第 2 号に掲げる要件を備える会社等で第 3 号から第 5 号まで」に、「会社等が第 6 条に規定する固定資産税等の不均一課税の措置」を「ものは、第 6 条の規定による奨励金の支給」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 2 号中「の人数が」を「について」に改め、同号ア中「市内」を「本市内」に、「有しない」を「有していない」に改め、「ために」の次に「本市内に」を加え、「、事業」を「、対象事業」に、「50 人（中小企業者にあっては、10 人。イにおいて同じ。）」を「別表第 2 の左欄に掲げる事業所の区分及び同表の右欄に掲げる会社等の区分に応じ、それぞれ同表に定める人数」に改め、同号イ中「市内」を「本市内」に、「有する」を「有している」に、「、事業」を「、対象事業」に、「50 人を下回るときは、50

人」を「別表第2の左欄に掲げる事業所の区分及び同表の右欄に掲げる会社等の区分に応じ、それぞれ同表に定める人数を下回るときは、当該人数」に改め、同号ウ中「事業」を「対象事業」に改め、「新たに」の次に「事業所の」を加え、「市内」を「本市内」に改め、「3分の1」の次に「（貨物運送事業等を営む場合にあっては、2分の1）」を加え、同号を同項第4号とし、同項第1号中「市内」を「本市内」に、「有する」を「有している」に改め、「（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）」を削り、「1億円（土地に地上権（地代の支払をするものに限る。）又は賃借権を設定する場合にあっては、5,000万円）」を「3,000万円」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次のように加える。

(1) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 市税を滞納していないこと。

第3条第1項に次の1号を加える。

(5) 貨物運送事業等を営む場合にあっては、事業所の常勤従業員の人数の当該事業所の延べ床面積に対する割合が150分の1以上であること。

第3条第3項中「おいて」の次に「、当該申請をした会社等が同項第1号及び第2号に掲げる要件を備え、かつ」を加え、「同項各号」を「、同項第3号から第5号まで」に、「備え、かつ」を「備えるとともに」に改め、同条第4項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「者（）」を「会社等（）」に改める。

第6条を次のように改める。

（奨励金の支給）

第6条 市長は、認定事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金の区分に応じ、当該号に定める額の奨励金を支給することができる。

(1) 企業立地奨励金 次に掲げる額の合計額

ア 認定事業者がその認定事業計画に基づいて取得し、新築し、若しくは増築した家屋（以下「認定事業用家屋」という。）又は取得した償却資産で当該認定事業者が所有し、かつ、その認定事業の用に供するものに対して課される固定資産税（増築した家屋にあっては、その増築部分の評価額に対応する部分に限る。）で、当該認定事業者が当該認定事業用家屋又は償却資産を所有することとなった日（以下アにおいて「取得日」という。）の属する年の翌年の1月1日（当該取得日が1月1日である場合は、同日）を賦課期日とするものの額に相当する額

イ 認定事業者が認定事業用家屋で当該認定事業者が所有し、かつ、その認定事業の用に供するものに対して課される都市計画税（増築した家屋にあっては、その増築部分の評価額に対応する部分に限る。）で、当該認定事業者が当該認定事業用家屋を所有することとなった日（以下イにおいて「取得日」という。）の属する年の翌年の1月1日（当該取得日が1月1日である場合は、同日）を賦課期日とするものの額に相当する額

(2) 従業員市内居住奨励金 次に掲げる額の合計額

ア 認定事業に係る事業所における常勤従業員（当該認定事業に係る第3条第1項の規定による認定の申請があった日から当該認定事業が開始された日から起算して2年を経過する日（以下「転入期限」という。）までの間に本市外から本市内への転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。）（以下「市内転入」という。）をした者で、当該市内転入をした日から引き続き1年以上本市内に住所を有しているものに限る。以下「新規転入従業員」という。）の属する世帯（新規転入従業員と生計を同じくしている者の集まりをいう。イにおいて同じ。）の数に5万円を乗じて得た額

イ 新規転入従業員で市内転入をした日から転入期限までの間に本市内において住宅（新規転入従業員が取得し、又は新築したものに限り。）に居住することとなったものの属する世帯の数に5万

円を乗じて得た額

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第1項中第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次のように加える。

- (1) 偽りその他不正の手段により企業立地認定を受けたとき。
- (2) 第3条第1項第1号又は第2号に掲げる要件のいずれかを欠いているとき。

第10条第3項中「行われた第6条の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の軽減措置」を「第6条の規定により支給した奨励金」に、「効力の」を「効力が」に改め、同条第4項中「第1項第3号に該当することを理由に同項」を「第1項」に、「固定資産税及び都市計画税の軽減を受けていた期間内において同条の規定により控除された額の合計額」を「支給した奨励金（その取消しの効力が及ぶ範囲に限る。）の額」に、「を支払わせる」を「の返還を命ずる」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「第3条第1項第2号ウ」を「第3条第1項第4号ウ」に、「市内」を「本市内」に改め、同条第2項中「開発等」を「開発、物品の集配又は保管、卸売等」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（共同企業体に関する特例）

第13条 会社等及び当該会社等と規則で定める資本関係を有する会社等により構成される団体でその結成を市長に届け出たもの（以下「共同企業体」という。）については、当該共同企業体を会社等と、規則で定める要件を備える共同企業体を中小企業者とみなして、第2条から前条まで、別表第1及び別表第2の規定を適用する。この場合において、第2条第1号中「がその」とあるのは「で共同企業体（第13条第1項に規定する共同企業体をいう。次号、次条第1項、第3項及び第4項、第9条第4項並びに別表第2において同じ。）を構成するもの（以下「構成企業」という。）がその」と、同条第2号中「会社

等が」とあるのは「構成企業が」と、「次」とあるのは「当該構成企業により構成される共同企業体の他の構成企業が次」と、同号イ中「中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。））」とあるのは「第13条第1項に規定する規則で定める要件を備える共同企業体（次条第1項第3号及び別表第2において「中小共同企業体」という。））」と、「会社等」とあるのは「共同企業体の構成企業」と、第3条第1項中「会社等で」とあるのは「会社等により構成される共同企業体で」と、同項第3号中「会社等が、」とあるのは「構成企業が」と、「前に」とあるのは「前に当該構成企業が」と、「行おう」とあるのは「当該構成企業により構成される共同企業体が行おう」と、「中小企業者」とあるのは「中小共同企業体」と、同項第4号ア中「現に」とあるのは「現にその構成企業がいずれも」と、「会社等が」とあるのは「場合において、これらの構成企業のいずれかが」と、「場合にあっては」とあるのは「ときは」と、「会社等の」とあるのは「共同企業体の」と、同号イ中「現に」とあるのは「現にその構成企業のいずれかが」と、「会社等が」とあるのは「場合において、これらの構成企業のいずれかが」と、「場合にあっては」とあるのは「ときは」と、「会社等の」とあるのは「共同企業体の」と、同号ウ中「会社等」とあるのは「その構成企業」と、同条第3項中「会社等が」とあるのは「共同企業体の構成企業が」と、同項第3号中「会社等」とあるのは「構成企業」と、同条第4項中「会社等」とあるのは「共同企業体」と、「いう。）は」とあるのは「いう。）の構成企業（対象事業を行う会社等に限る。）は」と、第6条第1号ア中「がその」とあるのは「の構成企業がその」と、「当該認定事業者」とあるのは「当該構成企業」と、同号イ中「が認定事業用家屋」とあるのは「の構成企業が認定事業用家屋」と、「当該認定事業者」とあるのは「当該構成企業」と、第9条第1項第2号中「第3条第1項第1号」とあるのは「その構成企業が第3条第1項第1号」と、同項第4号中「第3条第4項」とあるのは「その構成企業（認定事業を行う会社等に限る。）」

次号及び次条において同じ。)が第3条第4項」と、同項第5号中「次条第2項」とあるのは「その構成企業が次条第2項」と、同条第4項中「会社等」とあるのは「共同企業体及びその構成企業」と、第10条中「認定事業者」とあるのは「認定事業者の構成企業」と、別表第2中「会社等」とあるのは「共同企業体」と、「中小企業者」とあるのは「中小共同企業体」とする。

2 市長は、共同企業体が認定事業者（会社等に限る。以下この項において同じ。）及び他の会社等を構成員として結成され、かつ、当該認定事業者が事業譲渡、分割等の事由により当該他の会社等に対しその認定事業計画に基づく企業立地に係る固定資産又はその認定事業のいずれか一方を承継させた場合において、当該他の会社等が第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件を備えていると認めるときは、当該共同企業体を認定事業者とみなして、前項の規定の例により第4条から前条までの規定を適用することができる。

付則第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

別表中

「

上記以外の製造業
----------

を

」

「

上記の製造業以外の製造業
貨物運送を行う事業、倉庫業及び卸売業（就労機会の創出に資すると市長が認めるものに限る。）

に

」

改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

事業所	会社等	
	中小企業者以	中小企業者

	外の会社等	
1 研究又は開発を行う事業所（次項に掲げる事業所を除く。）	10人	4人
2 貨物運送事業等を営むための事業所	100人	20人
3 前2項に掲げる事業所以外の事業所	50人	4人

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市企業立地促進条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第3条第1項の規定による認定の申請をする会社、個人及び改正後の条例第13条第1項に規定する共同企業体について適用し、同日前にこの条例による改正前の尼崎市企業立地促進条例第3条第1項の規定による認定の申請をした会社及び個人については、なお従前の例による。

（説 明）

企業立地促進制度を見直すため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 151 号

尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例(昭和 41 年尼崎市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を削る。

(尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市下水道事業の設置等に関する条例(平成元年尼崎市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成 24 年総務省令第 6 号)の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



その他



議案第 152 号

工事請負契約について

立花西小学校給食室棟改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 立花西小学校給食室棟改築等工事請負のため  |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市南武庫之荘3丁目14番9号<br>工事概要 給食室棟改築等工事                     |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 | 契約の金額  | 214,790,400円  |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市七松町2丁目27番23号<br>株式会社オカモト・コンストラクション・システム<br>代表取締役 岡 本 征 夫 |

(説 明)

立花西小学校給食室棟改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	給食室棟改築工事 鉄骨造り 平屋建て 1棟 敷地面積 20,444.58平方メートル 建築面積 459.43平方メートル 延べ面積 495.81平方メートル 既存校舎等解体工事（東棟、給食室棟等） 既存校舎改修工事（南棟等） 屋外付帯工事（グラウンド整備、外構等）

議案第 153 号

指定管理者の指定について

尼崎市立青少年いこいの家の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 施設の名称 尼崎市立青少年いこいの家
- 2 施設の位置 兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山 6 番地の 1
- 3 指定管理者 尼崎市西長洲町 1 丁目 4 番 1 号  
尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共  
同体  
代表者 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業  
団  
理事長 村 山 保 夫
- 4 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(説 明)

尼崎市立青少年いこいの家の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。



議案第 154 号

指定管理者の指定について

尼崎市立女性・勤労婦人センターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立女性・勤労婦人センター  |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市南武庫之荘 3 丁目 36 番 1 号                                       |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市潮江 3 丁目 4 番 18 号<br>特定非営利活動法人男女共同参画ネット尼崎<br>理事長 川 本 ミ ハ ル |
| 4 | 指定期間  | 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで                          |

(説 明)

尼崎市立女性・勤労婦人センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。



議案第 155 号

指定管理者の指定について

尼崎市立園田東会館の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立園田東会館  |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市戸ノ内町 2 丁目 9 番 1 号   |
| 3 | 指定管理者 | 大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2 - 1 2 0 0 号<br>株式会社ハウスビルシステム<br>代表取締役 坂 下 芳 史 |
| 4 | 指定期間  | 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで                              |

(説 明)

尼崎市立園田東会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。



## 議案第156号

### 指定管理者の指定について

尼崎市立総合センターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成26年12月2日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

#### 1 施設の名称及び位置

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 尼崎市立上ノ島総合センター本館 | 尼崎市南塚口町8丁目7番2<br>5号   |
| 尼崎市立上ノ島総合センター分館     | 尼崎市南塚口町8丁目22番<br>18号  |
| (2) 尼崎市立神崎総合センター分館  | 尼崎市神崎町14番22号          |
| (3) 尼崎市立水堂総合センター本館  | 尼崎市水堂町2丁目35番1<br>号    |
| 尼崎市立水堂総合センター分館      | 尼崎市水堂町2丁目34番2<br>1号   |
| (4) 尼崎市立今北総合センター    | 尼崎市西立花町3丁目14番<br>1号   |
| (5) 尼崎市立南武庫之荘総合センター | 尼崎市南武庫之荘11丁目6<br>番15号 |
| (6) 尼崎市立塚口総合センター    | 尼崎市塚口本町2丁目28番<br>11号  |

#### 2 指定管理者

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| (1) 尼崎市立上ノ島総合センター本館及び尼崎市立上ノ島総合センター分館 | 尼崎市南塚口町8丁目7番11号<br>社会福祉法人いきいきのびのび<br>理事 橋本 貴美男 |
| (2) 尼崎市立神崎総合センター分館                   | 尼崎市神崎町14番22号                                   |

特定非営利活動法人スマイルひろば

理事 田 中 正 三

- (3) 尼崎市立水堂総合センター本館及び尼崎市立水堂総合センター分館

尼崎市水堂町2丁目31番7-201号

水堂総合センター運営委員会

理事長 田 村 孝

- (4) 尼崎市立今北総合センター

尼崎市西立花町3丁目14番1号

特定非営利活動法人人権センター東今北

理事 豊 島 俊 彦

- (5) 尼崎市立南武庫之荘総合センター

尼崎市御園町5番地尼崎土井ビルディング2階C号室

特定非営利活動法人シンフォニー

理事 山 崎 勲

- (6) 尼崎市立塚口総合センター

大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

株式会社ハウスビルシステム

代表取締役 坂 下 芳 史

- 3 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立総合センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。



(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第158号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するため、議決を求める。

平成26年12月2日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市道第844号線	武庫豊町2丁目1-145
	武庫豊町2丁目1-157
市道第845号線	武庫豊町2丁目1-171
	武庫豊町2丁目1-159
市道第846号線	武庫豊町2丁目1-144
	武庫豊町2丁目1-170
市道第847号線	武庫豊町2丁目1-199
	武庫豊町2丁目1-211
市道第848号線	武庫豊町2丁目1-217
	武庫豊町2丁目1-222

(説明)

開発事業の帰属に伴う路線

- ・ 認 定 路 線 : 市道第844号線  
市道第845号線  
市道第846号線  
市道第847号線  
市道第848号線

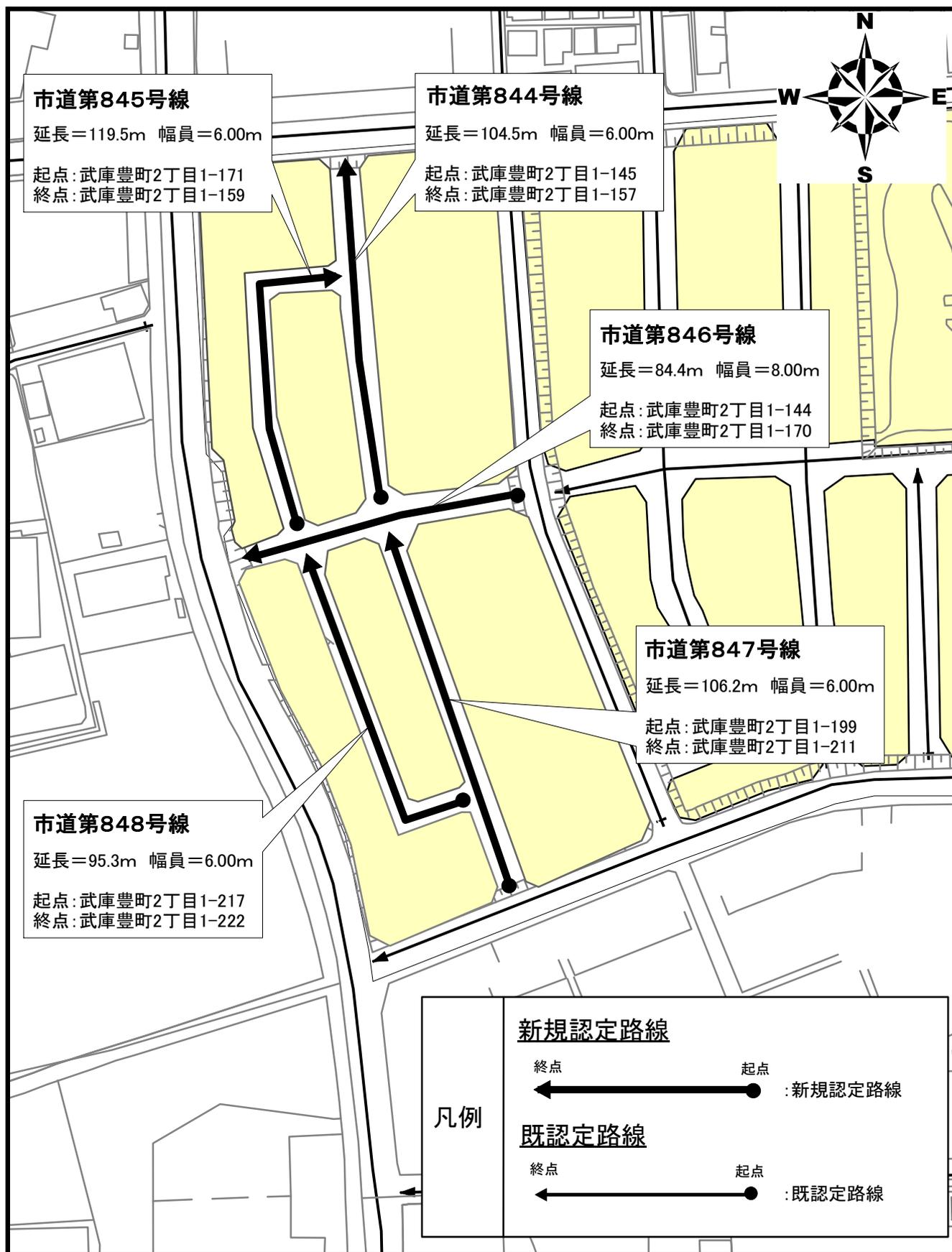
以上の路線を認定するため道路法第8条第2項の規定により、本案

を提出する。

(参 考)

市道路線の認定図（別紙）

## 市道路線の認定図 (S=1/1500)





議案第 159 号

指定管理者の指定について

阪神尼崎駅前駐車場の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を  
求める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 阪神尼崎駅前駐車場  |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市神田中通 1 丁目 1 番地  |
| 3 | 指定管理者 | 東京都千代田区有楽町 2 丁目 7 番 1 号<br>タイムズ 24 株式会社<br>代表取締役 西 川 光 一 |
| 4 | 指定期間  | 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで                      |

(説 明)

阪神尼崎駅前駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2  
44 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。



議案第160号

和解及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について

次の事件について、次のとおり和解に応じ、法律上本市の義務に属する損害賠償の額を決定するため、議決を求める。

平成26年12月2日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 相手方



2 事件の概要

平成25年7月18日午後10時55分頃、市内武庫之荘9丁目32番28号先の道路を自転車で走行していた相手方が、前方から走行して来た自動車を避けるため当該道路の左端に寄って走行したところ、当該道路の中途において暗渠<sup>きよ</sup>から開渠<sup>きよ</sup>となり、かつ、転落防止柵が設置されていない水路に転落し、非骨傷性脊髄損傷の傷害を負い、相手方に四肢不全まひ等の後遺障害が残ったとして、本市に対し、相当額の損害賠償を求めているもの

3 損害賠償の額 16,049,526円

4 和解条項の内容

- (1) 本市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として金16,049,526円の支払義務があることを認める。その内訳は、治療費等、付添看護料、入通院交通費、入院雑費、休業補償費、慰謝料及び後遺障害慰謝料等とする。
- (2) 本市は、相手方に対し、本和解成立後、前号の損害賠償金のうち本市が相手方に対して既に支払った金458,623円を控除した残金15,590,903円を支払うものとする。
- (3) 相手方は、本市に対し、本件事故に関して、前2号に定めるものを除くほか、名義のいかんを問わず一切請求しない。
- (4) 相手方は、本件事故に関し、その余の請求権を放棄する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出する。

## 議案第161号

### 指定管理者の指定について

尼崎市立自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成26年12月2日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

#### 1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立立花駅第1自転車駐車場 尼崎市西立花町1丁目
- (2) 尼崎市立立花駅第2自転車駐車場 尼崎市立花町1丁目
- (3) 尼崎市立立花駅第3自転車駐車場 尼崎市七松町1丁目
- (4) 尼崎市立立花駅第4自転車駐車場 尼崎市立花町1丁目
- (5) 尼崎市立立花駅第5自転車駐車場 尼崎市立花町1丁目
- (6) 尼崎市立立花駅第6自転車駐車場 尼崎市七松町2丁目
- (7) 尼崎市立立花駅第7自転車駐車場 尼崎市立花町4丁目
- (8) 尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場 尼崎市七松町1丁目
- (9) 尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場 尼崎市南武庫之荘1丁目
- (10) 尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場 尼崎市長洲本通1丁目
- (11) 尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場 尼崎市潮江1丁目
- (12) 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場 尼崎市竹谷町2丁目

#### 2 指定管理者

- (1) 1に掲げる(1)から(9)の施設

尼崎市南塚口町4丁目1番44号

尼崎中高年事業(株)・(公社)尼崎市シルバー人材センター  
共同事業体

代表者 尼崎中高年事業株式会社

代表取締役社長 村 山 保 夫

- (2) 1に掲げる(10)と(11)の施設

東京都中央区日本橋茅場町3丁目1番11号

(公財)自転車駐車場整備センター・(株)駐輪サービス  
共同事業体

代表者 公益財団法人自転車駐車場整備センター  
理事長 加藤 利 男

(3) 1 に掲げる(12)の施設

大阪市福島区海老江1丁目1番31号

株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ  
共同事業体

代表者 株式会社阪神ステーションネット

代表取締役社長 小林 幹 彦

3 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立自転車等駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法  
第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第 162 号

阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団規約の一部変更に関する協議について

阪神水道企業団に宝塚市を加入させ、同企業団規約の一部を次のとおり変更することについて、神戸市、西宮市、芦屋市及び宝塚市と協議するため、議決を求める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

阪神水道企業団規約の一部を変更する規約

阪神水道企業団規約（昭和 37 年兵庫県指令地第 1700 号）の一部を次のように変更する。

	「神戸市		「神戸市	
	尼崎市		尼崎市	
第 2 条中	西宮市	を	西宮市	に改める。
	芦屋市」		芦屋市	
			宝塚市」	

	「神戸市	8 人		「神戸市	8 人	
	尼崎市	4 人		尼崎市	3 人	
第 6 条中	西宮市	2 人	を	西宮市	2 人	に改める。
	芦屋市	1 人」		芦屋市	1 人	
				宝塚市	1 人」	

第 7 条を次のように改める。

（議員の選任の方法）

第 7 条 前条の企業団を組織する市から選出する議員は、それぞれの市議会においてその市議会議員のうちから選挙する。

第 8 条中「前条に規定する市長及び」を削る。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（運営協議会の設置）

第 15 条の 2 企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

- 2 運営協議会は、企業団を組織する市の長で構成する。
- 3 運営協議会に管理者会を置く。
- 4 運営協議会に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(説 明)

阪神水道企業団に宝塚市を加入させ、同企業団規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、本案を提出する。